

1 趣旨

医療法第30条の6の規定により、医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

2020（令和2）年は3年目にあたることから、医療計画を見直し、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行う。

2 今回の見直しのポイント

(1)	時点の修正 医療法が改定され、計画期間6年間のうち3年ごとに中間見直しを実施することとしたことに伴う、各項目の時点修正。
(2)	外来医療計画及び医師確保計画の概要を追加 2018（平成30）年7月制定の「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）により、新たに医療計画に定める事項とされた「愛知県外来医療計画」及び「愛知県医師確保計画」（2020（令和2）年3月策定）の概要を追加。今後は、医療計画の改定に合わせ、これらの計画見直しも実施。
(3)	他計画との整合性の確保等 国が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」に基づき、2020（令和2）年度に改正された「愛知県高齢者健康福祉計画（第8期）」等、他の計画との整合性を確保するとともに、引き続き5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）、5事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療等の取組を推進する。

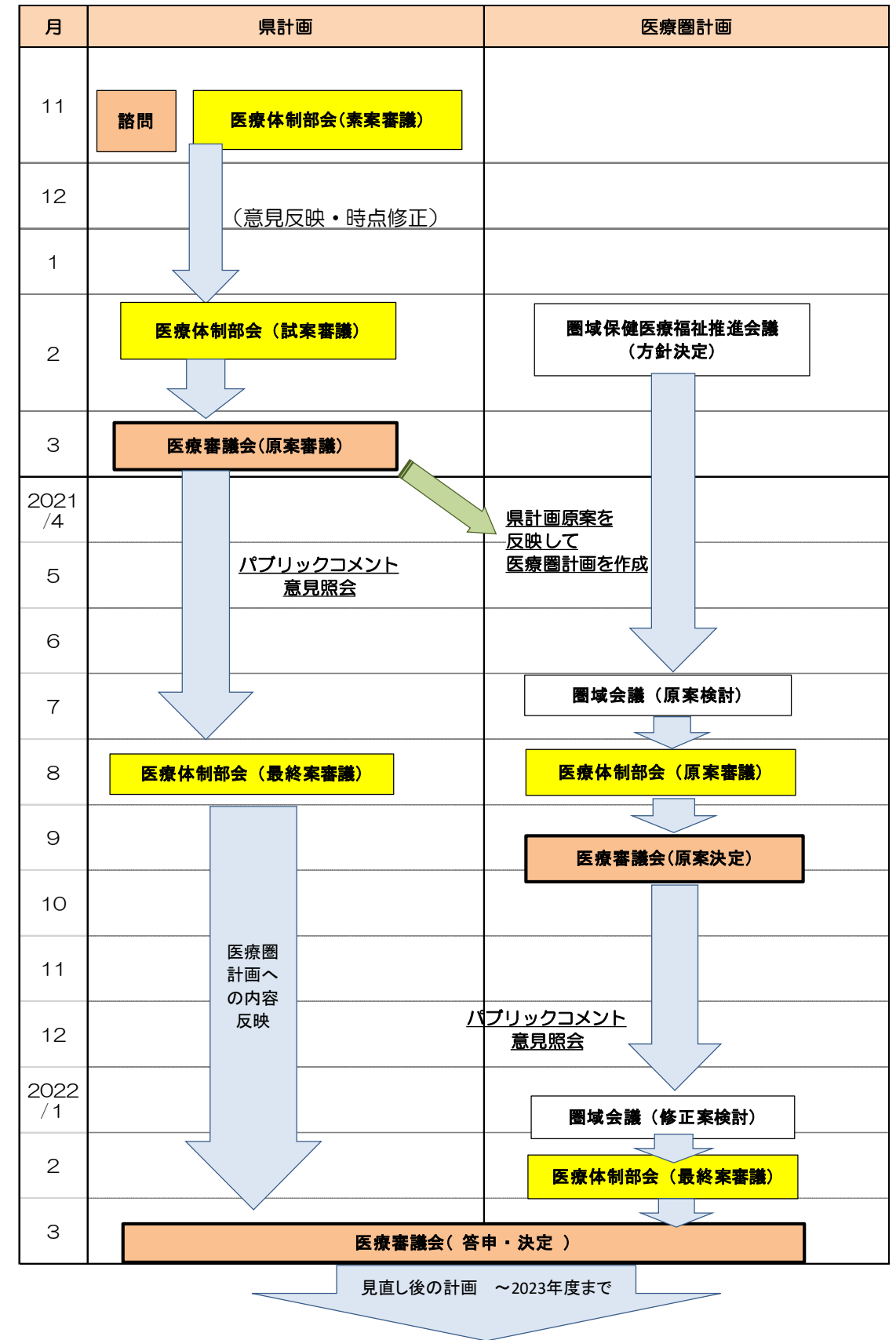
※地域で必要とされる病院・診療所の「基準病床数」については、国の指針で示される全国統一の算定方式に変更がないことから、基準病床の見直しは実施しない。

3 策定期間等

- 県計画は、国通知※に基づき、2021（令和3）年度中に策定する。
- 中間見直し後の計画期間は、2023（令和5）年度までとする。
《参考》 現行計画：2018（平成30）年度～2023（令和5）年度（6年間）
- 医療圏計画は、県計画から半年遅れで策定作業を開始することにより、県計画の記載内容を反映し、県計画と同じく2021（令和3）年度中に策定する。

※ 2020（令和2）年5月12日 厚生労働省通知
医療計画の中間見直しについて、「今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、（中略）見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降になったとしても差し支えないものとする。」

4 今後のスケジュール（案）



5 県計画の全体構成（案）

別紙のとおり。

【地域保健医療計画】全体構成

別紙

医療計画目次			現行計画の主な見直し点	関連事項		
大項目	中項目	小項目		主な個別計画	主な会議	
第1部 総論	第1章 計画の基本理念	第1節 計画の背景、目的	今回の計画見直し理由を修正			
		第2節 計画の推進	時点修正			
	第2章 地域の概況	第1節 地勢及び交通	時点修正			
		第2節 人口及び人口動態	時点修正			
	第3章 地域医療構想		時点修正			
第4章 外来医療計画【新規】			概要版を追加			
第2部 医療圏及び 基準病床数 等	第1章 医療圏		時点修正			
	第2章 基準病床数		時点修正			
	第3章 保健医療施設等の概況	第1節 保健医療施設の状況	時点修正			
第2節 受療動向		時点修正				
第3部 医療提供体制の整備	第1章 保健医療施設の整備目標	第1節 2次3次医療の確保	時点修正			
		第2節 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方	時点修正			
		第3節 地域医療支援病院の整備	時点修正		5事業等推進部会	
		第4節 保健施設の基盤整備	時点修正			
	第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	第1節 がん対策	時点修正		愛知県がん対策推進計画	健康づくり推進協議会
		第2節 脳卒中対策	時点修正 (今後の方策に循環器病対策推進計画を記載)		健康日本21あいち新計画 愛知県循環器病対策推進計画(※)	健康づくり推進協議会
		第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	時点修正 (今後の方策に循環器病対策推進計画を記載)		健康日本21あいち新計画 愛知県循環器病対策推進計画(※)	健康づくり推進協議会
		第4節 糖尿病対策	時点修正		健康日本21あいち新計画	健康づくり推進協議会
		第5節 精神保健医療対策	目標値の修正(第6期障害者福祉計画との整合) 時点修正		第6期障害者福祉計画(※)	地方精神保健福祉審議会
		第6節 移植医療対策	時点修正			
		第7節 難病・アレルギー疾患対策				
		1 難病対策	名称変更(難治性疾患→難病) 時点修正			
		2 アレルギー疾患対策	時点修正			アレルギー疾患医療連絡協議会
		第8節 感染症・結核対策				
		1 感染症対策	時点修正		愛知県感染症予防計画	
		2 エイズ対策	時点修正			エイズ対策会議
	3 結核対策	時点修正		愛知県結核対策プラン	結核対策推進会議	
	4 新型インフルエンザ対策	時点修正		愛知県新型インフルエンザ対策行動計画	新型インフルエンザ専門家会議	
	5 肝炎対策	時点修正		愛知県肝炎対策推進計画	肝炎診療協議会	
	第9節 歯科保健医療対策	時点修正		愛知県歯科口腔保健基本計画	健康づくり推進協議会	
	第3章 救急医療対策		時点修正		5事業等推進部会、救急医療協議会	
	第4章 災害医療対策		目標値の修正(現目標は必須要件となったため) 時点修正		5事業等推進部会、災害医療協議会	

医療計画目次			現行計画の主な見直し点	関連事項		
大項目	中項目	小項目		主な個別計画	主な会議	
第3部 医療提供体制の整備(続き)	第5章 周産期医療対策	第1節 周産期医療対策	目標値の変更(達成済のため) 時点修正		5事業等推進部会、周産期医療協議会	
		第2節 母子保健事業	時点修正	あいちはぐみんプラン 健康日本21あいち新計画	母子保健運営協議会	
	第6章 小児医療対策	第1節 小児医療対策	時点修正			5事業等推進部会
		第2節 小児救急医療対策	時点修正			健康づくり推進協議会
		第3節 小児がん対策	時点修正	愛知県がん対策推進計画		
	第7章 へき地保健医療対策		目標値の追加(国指針(課長通知)に基づく追加) 時点修正		5事業等推進部会、 へき地医療支援計画策定会議	
	第8章 在宅医療対策	1 プライマリ・ケアの推進	時点修正		第8期愛知県高齢者健康福祉計画(※)	5事業等推進部会、 在宅医療推進協議会
		2 在宅医療の提供体制の整備				
	第9章 保健医療従事者の 確保対策	1 医師確保計画【新規】		概要版を追加		地域医療対策協議会
		2 歯科医師、薬剤師	時点修正			
		3 看護職員	時点修正			5事業等推進部会
		4 理学療法士、作業療法士、その他	時点修正			
	第10章 その他医療を提供 する体制の確保に関し必要 な事項	第1節 病診連携等推進対策	時点修正			
		第2節 高齢者保健医療福祉対策	時点修正		第8期愛知県高齢者健康福祉計画(※)	
		第3節 薬局の機能強化と推進対策				
		1 薬局の機能推進対策	時点修正			薬事審議会
		2 医薬分業の推進対策	時点修正			薬事審議会
		第4節 保健医療情報システム	時点修正			
		第5節 医療安全対策	時点修正			医療安全推進協議会
	第6節 血液確保対策	時点修正			献血推進協議会	
第7節 健康危機管理対策	時点修正					

・主な個別計画の※は今後策定する計画。

<参考：医療計画等に関する国の動向>

現在、「医療計画の見直し等に関する検討会」(厚生労働省主催)において、以下の議論が開始されている。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大を教訓に、新興・再興感染症の対応を医療計画に位置付けるべきかどうか。
(位置づける場合、新興感染症等が「5疾病」、「5事業」のどちらに、どのように追加されるかは、現時点で未定。)

② 外来機能の明確化とかかりつけ医機能の強化

- (・「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関を明確化する仕組みの検討)
- (・各医療機関からの「外来機能報告」(仮称)の実施検討)